

労使母(通)被疾病

欠ルニテ下廻張ラビ、ヒラキルニシテ、  
一、  
二、  
三、  
四、  
五、  
六、  
七、  
八、  
九、  
十、  
十一、  
十二、  
十三、  
十四、  
十五、  
十六、  
十七、  
十八、  
十九、  
二十、  
二十一、  
二十二、  
二十三、  
二十四、  
二十五、  
二十六、  
二十七、  
二十八、  
二十九、  
三十、  
三十一、  
三十二、  
三十三、  
三十四、  
三十五、  
三十六、  
三十七、  
三十八、  
三十九、  
四十、  
四十一、  
四十二、  
四十三、  
四十四、  
四十五、  
四十六、  
四十七、  
四十八、  
四十九、  
五十、  
五十一、  
五十二、  
五十三、  
五十四、  
五十五、  
五十六、  
五十七、  
五十八、  
五十九、  
六十、  
六十一、  
六十二、  
六十三、  
六十四、  
六十五、  
六十六、  
六十七、  
六十八、  
六十九、  
七十、  
七十一、  
七十二、  
七十三、  
七十四、  
七十五、  
七十六、  
七十七、  
七十八、  
七十九、  
八十、  
八十一、  
八十二、  
八十三、  
八十四、  
八十五、  
八十六、  
八十七、  
八十八、  
八十九、  
九十、  
九十一、  
九十二、  
九十三、  
九十四、  
九十五、  
九十六、  
九十七、  
九十八、  
九十九、  
百、

(別記)

要求事項ニ対スル決定

一、三ヶ月勤続ノ者ニ対シテ三十日程度ノ標準ニテ各  
年数ノ支給率ヲ制定スルコト

二、此ノ具体条ヲ向テ二週間内ニ決定発表スル事

但レ會社ノ詠解ナリレテ他ノ職ニ轉スル場合ニハ

此ノ限リニテラズ

三、事後備役簡閲英呼召集期間中日給ヲ支給セラレ度

四、各事後備召集の場合ハ召集期間ノ三分一ニ相当

スル日給ヲ支給ス

五、簡閲英呼ノ場合ハ日給一日分支給ス

六、今後工料ヲ値下ヤセホル事